

○財務省告示第三百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

二 発行の根拠 八回）

三 法律及びその 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

五 法律第二十三号）第四十七条第

六 法律第二十三号）第四十七条第

七 法律第二十三号）第四十七条第

八 法律第二十三号）第四十七条第

九 法律第二十三号）第四十七条第

十 法律第二十三号）第四十七条第

十一 法律第二十三号）第四十七条第

十二 法律第二十三号）第四十七条第

十三 法律第二十三号）第四十七条第

十四 法律第二十三号）第四十七条第

十五 法律第二十三号）第四十七条第

十六 法律第二十三号）第四十七条第

十七 法律第二十三号）第四十七条第

十八 法律第二十三号）第四十七条第

十九 法律第二十三号）第四十七条第

二十 法律第二十三号）第四十七条第

二十一 法律第二十三号）第四十七条第

二十二 法律第二十三号）第四十七条第

二十三 法律第二十三号）第四十七条第

二十四 法律第二十三号）第四十七条第

二十五 法律第二十三号）第四十七条第

二十六 法律第二十三号）第四十七条第

二十七 法律第二十三号）第四十七条第

二十八 法律第二十三号）第四十七条第

二十九 法律第二十三号）第四十七条第

三十 法律第二十三号）第四十七条第

三十一 法律第二十三号）第四十七条第





ロ

入札発行  
国債市場  
特別参加  
者別第I  
非価格競  
争入札競  
行及び札  
債市場特  
別参加者  
・第II非  
価格競争  
入札発行  
利率

十三

年一・四パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に加えて、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{23}{365}}$$

十四

初期利子

平成二十八年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 金 期 期  
額 額 額 額 限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
二 大 銀 金 五  
十 臣 行 額 十  
七 か 百 七  
年 ら 円 年  
十 通 につ 九  
月 知 を き 月  
十 受 百 二  
三 け 円 十  
日 者